## 電波監理審議会(第952回)議事要旨

### 1 日 時

平成22年4月14日(水)15:00~

### 2 場 所

総務省会議室(10階1002会議室)

### 3 出席者(敬称略)

(1) 電波監理審議会委員

原島 博(会長)、小舘 香椎子(会長代理)、松崎 陽子、山田 攝子、山本 隆司

(2) 電波監理審議会審理官

伊丹 俊八

(3) 幹事

中村 伸之 (総合通信基盤局総務課課長補佐)

(4) 総務省

桜井総合通信基盤局長、吉田電波部長、山川情報流通行政局長、久保田官房審議官他

### 4 議事模様

### (1) 電波法施行規則の一部を改正する省令案について

(諮問第17号)

港則法及び海上交通安全法の一部改正に伴う制度整備について、次のとおり総務省から説明及 び質疑応答があった。

なお、本件については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられて おり、意見の聴取の手続を主宰する審理官として伊丹俊八を指名した。

### ア 総務省の説明

今般、明石海峡の多重衝突事故等の大規模な海難事故の頻発を受け、海上保安庁の海上交通センターが積極的に行う危険回避措置として指示、勧告等を行うことするために、平成21年に港則法及び海上交通安全法の一部が改正され、平成22年7月1日に施行されることとなっている。

他方、電波法令においては、通信の相手方等は免許状記載のものに限定されているが、極めて高い公共性を有する場合や通信の必要性が高い場合の通信は、例外として、免許状の記載に関わらず通信することができるものとして、規定されているところである。

本件は、港則法・海上交通安全法の一部改正により追加となった海上交通センターによ

る指示、勧告等を免許状に記載されないが行うことができる例外的な通信に追加するため、 規定の整備を行うものである。

#### イ 主な質疑応答

・ 新たに海上交通センターにおいて、船舶に対する指示、勧告等を行うとのことであるが、同センターでの人材等の確保はどのようになっているのか、との質問に対し、先般導入した船舶の船名や目的地等を自動的に発信する船舶自動識別装置 (AIS) について、搭載が義務付けられている船舶への搭載が完了する等の条件が整ったこともあり、人材の確保についても問題ないと考えている、との回答があった。

# (2) 電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の 各一部を改正する省令案について (諮問第18号)

公共ブロードバンド移動通信システムの導入等に伴う制度整備について、次のとおり総務省から 説明及び質疑応答があった。

なお、本件については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられて おり、意見の聴取の手続を主宰する審理官として伊丹俊八を指名した。

### ア 総務省の説明

本件は、地上テレビジョン放送の完全デジタル化に伴い、利用可能となる  $170\,\mathrm{MH}\,\mathrm{z}$  から  $202.5\,\mathrm{MH}\,\mathrm{z}$  までの周波数を利用する公共ブロードバンド移動通信システムの導入等係る 関係規定の整備を行うものである。

公共ブロードバンド移動通信システムについては、現在、警察、消防、救急等の無線は、音 声通信により現場状況を本部等に伝えているが、現場の情報を動画で伝送するニーズが出てき ており、災害現場等の映像を機動的に、かつ、リアルタイムでの伝送を可能とするため、導入 するものである。

主な技術的条件としては、無線方式はOFDM方式とし、また、1チャンネルで5MHzとした場合に6チャンネルを確保することができるが、本システムにおいて使用する周波数帯と隣接する周波数帯を使用するシステムに対し干渉を与えないよう、電波の不要輻射の制限値等を定めることとするものである。

また、併せて定期検査を行わない無線局の合理化として、現在、固定局については制御を受けるものは、定期検査を不要としているが、制御を行うものも制御を受けるものと同様に定期検査を省略することが可能であることから、今般、制御を行う固定局についても定期検査を行わない無線局とするものである。

## イ 主な質疑応答

・ 公共ブロードバンド移動無線システムによる通信は1対1のものなのか、1対複数で行う

ものなのか、との質問があり、複数に対して伝送することが可能である、との回答があった。

- ・ 現在、警察等においては音声を中心とした通信を行っているとのことであるが、映像については、本件により伝送可能となるものなのか、との質問があり、現在もデジタル無線であることから、静止画であれば伝送可能であるが、動画は本件により伝送可能となるものである、との回答があった。
- (3) 無線設備規則、放送局の開設の根本的基準及び標準テレビジョン放送等のうちデジタル 放送に関する送信の標準方式の各一部を改正する省令案について

(22.2.3諮問第6号)

携帯端末向けマルチメディア放送の技術基準等に係る標記省令案について、意見の聴取の 手続を主宰した審理官から提出された意見書(参照:第472回電波監理審議会意見の聴 取意見書)及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

(4) 207. 5 M H z 以上 222 M H z 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針の制定案について (諮問第19号)

本件は、諮問第20号と関連する事案であったため、諮問第20号と一括して総務省から 説明があった。

### (5) 放送普及基本計画の一部変更案について

(諮問第20号)

本件は、諮問第19号と関連する事案であったため、諮問第19号と一括して次のとおり 総務省から説明及び質疑応答があり、審議の結果、適当である旨答申した。

### ア 総務省の説明

本件は、諮問第19号と関連する事案であったため、諮問第19号と一括して次のとおり 総務省から説明及び質疑応答があり、審議の結果、適当である旨答申した。

#### ア総務省の説明

本件は、地上テレビジョン放送の完全デジタル化に伴い、利用可能となる207.5MHzから222MHzまでの周波数を用いて行う携帯端末向けマルチメディア放送の受託国内放送に係る制度整備のために行う放送普及基本計画の一部変更及び特定基地局の開設に関する指針の制定についてである。

放送普及基本計画の一部変更案については、地上系による受託国内放送(移動受信用地上放送)のうち、一般放送事業者が行うマルチメディア放送について、全国各地域においてあまねく受信できること、また、受信設備の普及に配慮することとし、放送番組の数の目標については、受託放送事業者が採用する技術方式を考慮した上で、委託放送業務に係る制度整備の段階

で具体的な数を規定することとする。

207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針の制定案に関して、申請することができる周波数の帯域幅については、携帯端末向けマルチメディア放送の実現に当たっては受託放送・委託放送制度(ハード・ソフト分離制度)を活用し、1の受託放送事業者の放送インフラを用いて、複数の委託放送事業者の参入を認めることが可能であるため、受託放送事業者の参入枠に関わらずサービス面での競争環境を整備することができること、また、受託放送事業者に対し、放送法上あまねく受信できるように努める義務が課されており、本制定案においてもエリアカバー率を認定の要件として設定することで、一定のエリアカバーを確保することができると考えられる。

これらを踏まえ、まず、最終的に委託放送事業者や視聴者から回収されることとなる全体としての設備投資額の抑制を図れること、実際のサービスに使用される技術方式が1方式に統一されることにより、視聴者がより多くの放送番組を受信できることによる利便の向上を図ることができ、また、委託放送事業者間の公正な競争環境の整備を図ることができること及び参入希望調査の結果を踏まえ、総合的に勘案した結果、申請することができる周波数の帯域幅を14.5 MH z とする、つまり、受託放送事業者の参入枠を1者とすることとする。

また、開設計画の認定要件については、まず、特定基地局の整備計画に関する事項として、3年以内に全国の世帯カバー率50%以上、5年以内に全国の世帯カバー率90%以上、総合通信局ごとの世帯カバー率70%以上を達成することとしている。加えて、移動受信環境を整備するために、5年以内に全国の駅カバー率70%以上、総合通信局ごとの駅カバー率50%以上、5年以内に全国の道路施設カバー率50%以上を達成することとしている。

次に、受信設備の普及に関する事項として、受信設備を全国において国民に普及させるための合理的・具体的な計画を有していること、受託放送役務の提供に関する事項として、受託放送役務の料金その他の提供条件の設定が法令に照らし適切なものになると見込まれることその他委託放送業務の円滑な運営のための取組みに関する合理的・具体的な計画を有していることを要件としている。

さらに、開設計画の実施に関する能力及び体制に関する事項の一環として、有線テレビジョン放送の受信に与える障害やブースター障害について、防止・解消に関する取組の実績及び今後の計画の提出を求めている。

### イ 主な質疑応答

・ 受託放送事業者の参入枠については、送信者・受信者どちらの立場から考えても1者で問題なく、委託放送事業者が複数となることによって競争原理が働くことから、総合的に勘案して受託放送事業者は1者でよいということか、との質問や、エリアカバーについて一定の要件を課すこととした場合は、競争によるメリットはあまりない一方で、1者とした場合の

メリットの方がかなり大きいという判断をしたということか、との質問があり、これらに対し、そのとおりであり、高いカバー率基準を満たしていただくことを前提とした上で、むしろ、受信者ができるだけ多数の放送事業者の放送を受信できる環境を作っていくための最適の方法を検討した上でそのように考えたものである、との回答があった。

(文責:電波監理審議会事務局)